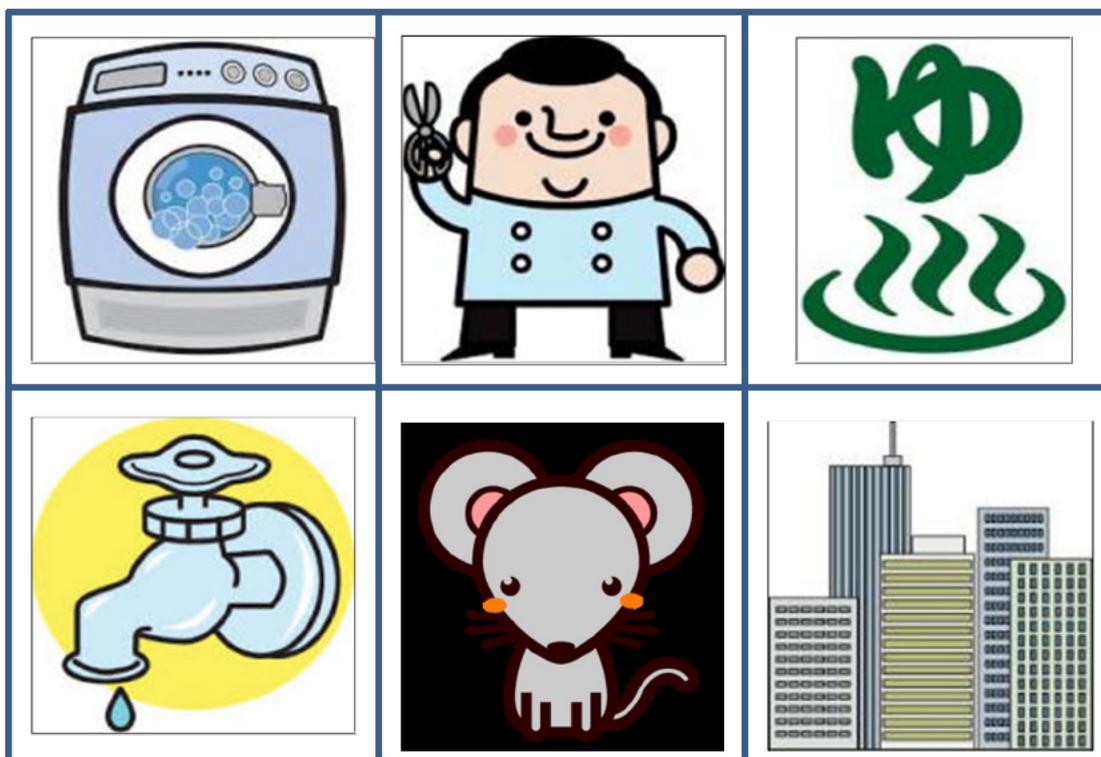


令和6年度 横浜市環境衛生業務実施計画（案）



令和6年度の重点取組事項

- 1 レジオネラ症防止対策を推進します
- 2 インバウンド需要の回復に対応する環境衛生関係業務を行います
- 3 改正された旅館業法の内容について事業者への周知啓発を行います
- 4 公衆浴場・旅館業施設における入浴設備の適切な維持管理を指導します

横浜市

目次

I	はじめに	1
II	令和6年度の重点取組事項	2
III	監視指導業務	9
IV	感染症対策業務	13
V	環境衛生関係の相談対応等	15
VI	自主衛生管理の推進	18
VII	調査業務	19
VIII	業務の実施機関	20
	用語説明	22

はじめに

横浜市は、約 377 万人が暮らす大都市であり、みなとみらい地区や中華街などの代表的な観光地を中心に、国内外から毎年大勢の人が訪れる観光都市でもあります。市内には、理容所・美容所、旅館業施設（ホテル・旅館等）、公衆浴場等の環境衛生営業施設が約 13,400 件あり、また、衛生管理が必要な受水槽等の飲料水供給施設が約 12,800 件あります。保健所の環境衛生業務は、市民の皆様が安心して暮らせるよう、また、横浜市を訪れるお客様に快適に過ごしていただけるよう、環境衛生関連施設の衛生水準を確保し、健康被害を未然に防止する役割を担っています。

レジオネラ症防止対策として令和 4 年度及び 5 年度はレジオネラ症が発生すると影響の大きい病院について、レジオネラ症の発生原因となり得る設備の維持管理が適切に行われているか実態を確認し、設置者への周知啓発を実施しました。令和 6 年度は対象を社会福祉施設に拡げ、維持管理状況の実態調査と対策の啓発を行います。

令和 5 年 5 月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが変更されたことにより、渡航制限の解除や経済活動の再開が行われ、人の往来が増加しています。そこで、海外渡航により輸入感染症例の増加が危惧される蚊媒介感染症（デング熱、ジカウイルス感染症など）について、蚊に刺されない対策や蚊の発生抑制について広く周知啓発を行い、蚊媒介感染症防止対策を推進していきます。また、訪日観光客の増加や国内行動制限の緩和により、住宅宿泊事業届出住宅の新規届出や利用者が増加していることから、適正な住宅宿泊事業の運営が行われるように立入検査や指導・助言を行います。

令和 5 年度に旅館業法が改正され、旅館業施設における感染症のまん延防止対策や差別防止の更なる徹底等に必要な事項が規定されました。そこで、旅館業法の改正内容について営業者が正しく理解し、市内旅館業施設の運営が適正に行われるよう、周知・啓発を行います。

令和 4 年 4 月から公衆浴場及び旅館業施設の浴場設備における浴槽水の消毒に関する基準が変更になったことをきっかけに、令和 4 年度から 2 年間、市内各施設における浴槽水の消毒状況の実態調査を実施してきました。この結果を踏まえ、引き続き立入検査を行い、浴槽水の消毒をはじめとした浴場設備の適切な維持管理を継続するよう指導します。

横浜市保健所では、これらの環境衛生に関する取り組みを、「令和 6 年度横浜市環境衛生業務実施計画」としてまとめました。この計画に基づいて、皆様の暮らしの安全と安心を支え、健康危害の発生防止を推進します。



II 令和6年度の重点取組事項

1 レジオネラ症防止対策の推進

令和4年度に横浜市レジオネラ症防止対策指導要綱及び横浜市レジオネラ症を防止するための技術的管理指針が改正され、新たなレジオネラ症発生防止対策が示されました。令和2年度に病院の中央循環式給湯設備を原因としたレジオネラ症院内感染事例が発生したことを受け、令和4年度及び令和5年度は、市内病院の中央循環式の給湯設備について、適切な維持管理が行われているか実態を確認し、設置者への指導啓発を実施しました。

令和6年度は、引き続き病院に対しては、これまでの指導内容が改善されているか、リスクに応じた適切な維持管理が行われているかを確認します。また、高齢者が多く利用する社会福祉施設に対しても取り組みます。

(1) 病院への立入調査・配管の確認指導

前年度に引き続き、配管図面から検討した湯の滞留防止措置等の発生防止対策の実施状況について確認します。また、既に立入調査を実施した病院については、調査によって把握されたリスクに応じた対策が適切に行われているか、継続して確認を行い、必要に応じて改善指導を行います。

(2) 社会福祉施設へ立入調査・配管の確認指導

中央循環式給湯設備を利用する社会福祉施設に対し、不要配管等のレジオネラ症発生リスクの啓発や配管図面の保管状況を確認し、湯の滞留防止措置等の実施について啓発・指導を行います。

(3) チラシ等を用いた冷却塔や追い炊き機能付浴槽のレジオネラ症防止対策の啓発・指導

令和5年度国内で発生した冷却塔が原因と考えられる集団発生事例や、市内で散見される追い炊き機能付浴槽を原因設備とした患者発生事例をふまえ、それら設備の適切な維持管理方法について、ホームページ等により施設管理者や市民に向けた啓発を行います。また、立入調査や施設からの報告により基準値超過や管理不良を把握した際は、チラシ等を用いた維持管理方法の啓発、改善指導を行います。

(4) 通所施設へのレジオネラ症防止対策の啓発

デイサービス等の通所施設について、所管課が主催する集団指導講習会を通じて施設管理者への啓発を行います。

表 1. 令和 6 年度立入指導対象施設

対象施設	調査予定件数	取組内容
社会福祉施設 (特別養護老人ホーム等)	約 300 件	郵送や立入調査による周知啓発を行います。また、施設管理者を対象とした説明会において周知啓発を行います。
公共施設 (公園・地域ケアプラザ等)	約 140 件	施設所管部局と連携し、郵送や立入調査による周知啓発を行います。
病院	約 70 件	医療法所管部署と連携し、立入調査による周知啓発・指導を行います。

レジオネラ属菌を検出したら

横浜市レジオネラ症防止対策指導要綱では、入浴設備等について、社会福祉施設等が定期的にレジオネラ属菌の検査を実施することや、検査の結果、レジオネラ属菌生息数の指針値を超過した場合は、区福祉保健センターへ報告することを定めています。社会福祉施設等から報告を受けた区福祉保健センターは、当該施設へ立ち入り、設備の清掃・消毒方法等を見直すよう指導を行います。

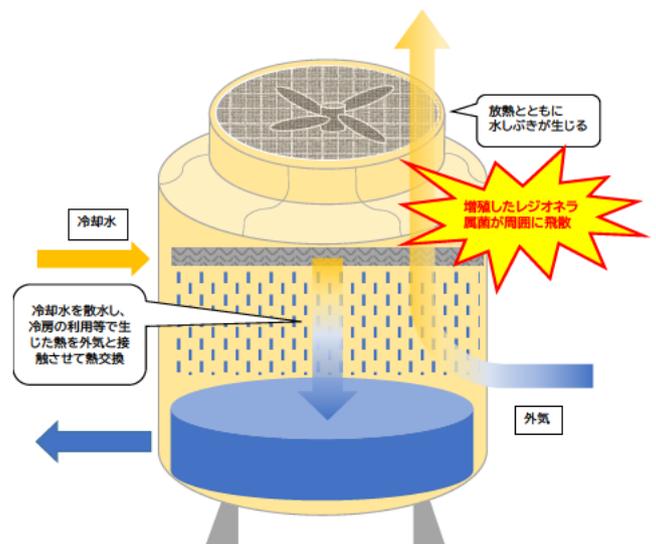
表 2. 自主検査結果指針値超過報告数

設備	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度※
入浴設備	11	2	5	10	8
給湯設備	2	0	5	2	6
冷却塔	16	15	34	17	18
機械浴槽	1	0	0	1	1
その他	2	2	2	2	4
合計	32	19	46	32	37

※令和 5 年 11 月末現在



レジオネラ啓発パンフレット
「ストップ!! レジオネラ」



冷却塔の模式図

2 インバウンド需要の回復に対応する 環境衛生関係業務

【蚊媒介感染症対策】

蚊が媒介する感染症には、デング熱やジカウイルス感染症（ジカ熱）、チクングニア熱、ウエストナイル熱、マラリア、日本脳炎など様々な種類があります。デング熱とジカウイルス感染症は、日本に広く生息する「ヒトスジシマカ」が媒介するとされ、国内での流行が危惧されています。

蚊媒介感染症は、輸入感染症例が多くを占めますが、海外渡航先での感染のみではなく、感染者が国内で蚊に刺咬されることによって国内感染事例が発生する可能性もあります。令和4年10月に海外からの入国者数上限等が撤廃されたほか、令和5年度に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが変更されたことなどから、国内外の人の往来は今後更に活発化していくと考えられます。また、このことに伴って輸入感染症例のみならず、国内感染症の発生リスクが高まると予想されます。蚊媒介感染症の予防には、蚊に刺されない・蚊を増やさない等の蚊が発生するリスクと人に感染するリスクの両方を低減させる対策が重要です。

そのため、保健所は、市民の皆様へ向けた蚊媒介感染症の予防に関する周知・啓発を行います。また、感染リスク把握のため、蚊媒介感染症サーベイランス^(※)事業、職員向け研修として蚊媒介感染症発生時対応訓練を実施します。

(※) 蚊や感染症等の発生状況を継続的に調査、監視すること

(1) 蚊媒介感染症の予防に関する市民の皆様への周知・啓発

蚊媒介感染症の発生や感染拡大を防止するためには、蚊に刺されない対策と蚊を増やさない対策が必要です。市民の皆様が実施可能な蚊の防除対策について、ちらしの配布やポスターの掲示に加え、ホームページ、デジタルサイネージ等を活用して周知・啓発を行っていきます。



啓発サイネージ



啓発ポスター

蚊に刺されない対策～普段から気をつけること～

すべての蚊が感染症を媒介するわけではありませんが、普段から蚊に刺されないよう対策を行いましょう。

- ① 蚊の多い場所では肌の露出を避ける
- ② 虫よけ剤等を適切に使用する
- ③ 蚊のいる場所は避ける
- ④ 蚊を家に入れないようにする

蚊を増やさない対策～身の周りがある発生源を減らしましょう～

蚊の幼虫は小さな水たまりでも発生します。

定期的なたまった水を捨て、ゴミ等の清掃を心がけましょう。

また、樹木のせん定や草むしりをして、蚊のひそみ場所を減らしましょう。



屋外に水がたまる
入れ物やゴミを
置いたままにしない



せん定や草むしりをして
風通しをよくする

(2) 蚊媒介感染症サーベイランス事業

蚊の生息状況の把握及び蚊媒介感染症のウイルスを保有する蚊が生息していないかを調査するため、蚊の生息数・蚊媒介感染症ウイルス（デング、ジカ等）の保有について検査を行います。

調査場所：横浜市内の公園、港湾区域等 22 か所（予定）

調査期間：令和 6 年 5 月から令和 6 年 10 月まで（予定）



ヒトスジシマカ

(3) 蚊媒介感染症発生時対応訓練

横浜市では「横浜市蚊媒介感染症対策指針（デング熱・チクングニア熱・ジカウイルス感染症）」を平成 28 年 4 月に策定し、蚊媒介感染症が発生した場合の対応について定めています。

医療機関から蚊媒介感染症の発生届を受理した場合は、区福祉保健センターの医師、保健師、衛生監視員等で調査チームを編成し、患者の行動履歴等を聞き取ります。その結果、蚊に刺される機会があったと確認された場合は、患者を刺した蚊がさらに感染を拡大させるおそれがあるため、蚊の生息状況を調査し感染拡大リスクを判断した上で、リスクに応じて蚊の駆除等の対策を実施します。

これらの対応を確実にを行うために、市内で蚊媒介感染症患者が発生したことを想定した衛生監視員の対応訓練を実施します。

実施時期：令和 6 年 7 月（予定）

海外渡航時に気を付けること



蚊が媒介する感染症が世界的に多く報告されています。特に熱帯・亜熱帯地域ではマラリア、デング熱、チクングニア熱、ジカウイルス感染症などの感染症が流行している場合もありますので、蚊に刺されない対策が必要です。

★旅行前に渡航先で流行している感染症をチェック！！

厚生労働省検疫所 FORTH <https://www.forth.go.jp/index.html>

<帰国後の注意>

感染していても症状が出るまでに時間がかかる場合がありますので、発熱などの症状がなくても、帰国後概ね 2 週間は蚊に刺されないよう注意しましょう（国内の蚊に感染症の原因ウイルス等を保有させないため）。

もしも発熱などの症状が出たら、市販の解熱鎮痛剤などは服用せず、すぐに病院を受診しましょう。問診では、渡航先・滞在期間・渡航先での活動内容などを医師に伝えましょう。

表 3. 海外渡航中に感染した国内デング熱患者数 () は、横浜市内の患者数

平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年*
201 (11)	461 (14)	43 (0)	8 (1)	99 (3)	156 (4)

※令和 5 年 11 月時点

【住宅宿泊事業法（医療局生活衛生課）】

住宅の全部又は一部を活用して旅行者等に宿泊サービスを提供する、いわゆる民泊を行う場合は、住宅宿泊事業法（以下「法」という。）により、施設の届出や宿泊者の衛生や安全の確保等の措置が義務付けられています。

インバウンド需要の回復に伴い、国内外における往来が増加・回復するとともに、住宅宿泊事業届出住宅の新規の届出・相談が増加しています。

令和6年度においては令和5年度に引き続き、適切な住宅宿泊事業の運営を確保するため、同法に基づく届出住宅への立入検査や、届出住宅への周知啓発を行います。

実施期間：令和6年4月から令和7年3月まで

横浜市内届出住宅件数：178件（令和5年11月末現在）

（1）新規届出相談対応

新たに住宅宿泊事業を始める事業者に対して法制度について説明し、届出が適正に行われるよう助言します。

（2）定期報告の適正な実施の確認

住宅宿泊事業の届出を行っている事業者は、2か月に1回定期的に人を宿泊させた日数等を横浜市長に報告することになっています。報告のない事業者に対して、適正に報告を実施するよう指導を行います。

（3）180日制限を超過して宿泊させていると疑われる住宅、その他不適切な運営が疑われる住宅を中心とした届出住宅への立入検査の実施

180日を超えて宿泊させている疑いのある届出住宅については、立入調査を実施し宿泊実績の確認を行います。180日を超えて宿泊させている事実が確認された場合は旅館業法違反となるため、必要に応じて、旅館業法を所管する区福祉保健センター生活衛生課と合同で調査を行います。

また、不適切な運営が疑われる住宅を中心として届出住宅への立入検査を行い、適切な運営が実施されるよう指導を行います。

（4）民泊の運営に関するアンケートの実施及び結果に応じた各事業者への啓発

市内の届出住宅に対し、事業の運営方法に関するアンケートを実施し、回答内容を踏まえ、事業者への啓発を行います。

住宅宿泊事業（民泊） Private Lodging Business	
	
【届出済】 CERTIFIED	
届出番号 Number	第 号
届出年月日 Date of Notification	年 月 日
住宅宿泊事業者の名称 Name of Certified Private Lodging Administrator	
住宅宿泊事業者の登録番号 Number of Certified Private Lodging Administrator	第 号
住宅宿泊事業者の緊急連絡先 Contact number of the Certified Private Lodging Administrator	

横浜市 長

3 改正旅館業法に基づく適正な施設運営に関する周知啓発

令和5年の旅館業法改正により、旅館業営業者は、宿泊者等に対して特定感染症*の感染防止に必要な協力等を求めることができるようになりました。また、営業者が宿泊を拒否することが可能となる事由として、宿泊客が特定感染症の患者等である場合や、宿泊客から施設に対して過大な要求が繰り返される場合が改正及び追加されました。併せて、営業者は宿泊者の状況等に配慮してみだりに宿泊を拒むことがないようにすることも新たに規定されており、これらについて適切に対応できるようにするため、営業者は従業員に対して研修の機会を与えることが努力義務として規定されています。

さらに、この度の旅館業法改正により、宿泊者名簿の記載事項が一部変更となりました。これに伴い、施設に備える宿泊者名簿の更新が必要となります。

そこで、旅館業法の改正内容について、営業者が正しく理解し、市内旅館業施設の運営が適正に行われるよう、周知・啓発を行います。

(※特定感染症：感染症における一類感染症・二類感染症・新型インフルエンザ等感染症・新感染症及び指定感染症のうち入院等の規定が適用されるもの。)

営業者への周知・啓発

改正旅館業法で定められた宿泊拒否事由や宿泊者名簿の内容等について、リーフレットやホームページを用いて市内旅館業営業者に周知・啓発します。

4 公衆浴場・旅館業施設における浴場設備の維持管理指導

令和4年4月から、公衆浴場及び旅館業施設における浴槽水の消毒について結合残留塩素濃度の基準値が新たに設けられたことをきっかけに、令和4年度から2年間、重点取組事項として浴槽水の消毒状況の実態調査を実施してきました。この結果、結合残留塩素による消毒が適している施設があることが明らかとなり、施設に応じた維持管理をするよう指導してきました。

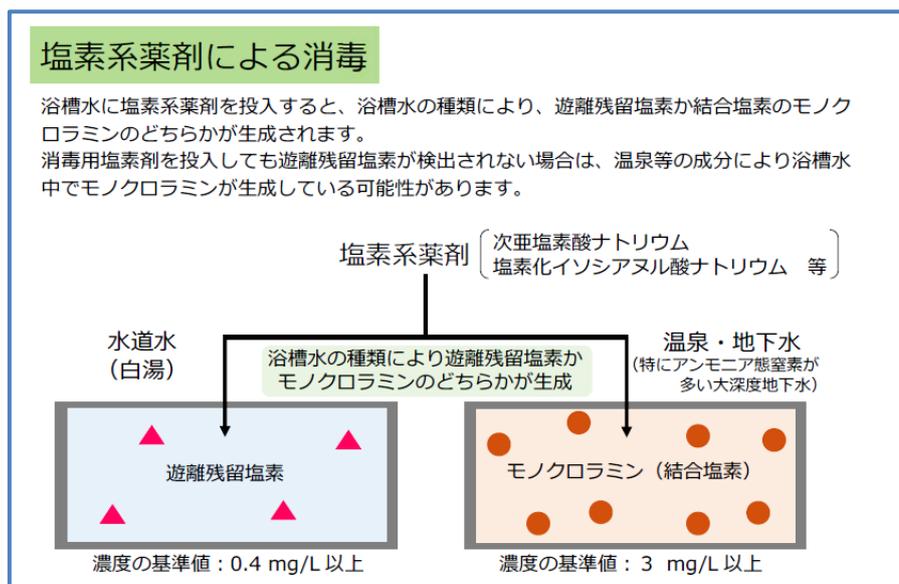
浴場設備の維持管理は継続して実施することが重要であることから、令和6年度も引き続き、浴槽水の消毒をはじめとした浴場設備の維持管理の状況について立入検査を行い、今後も適切な維持管理を継続するよう指導します。

(1) 浴槽水の消毒に関する維持管理指導

公衆浴場・旅館業施設のうち地下水や温泉を利用している施設について、塩素系薬剤を用いた浴槽水の消毒の立入検査を行います。指導にあたっては必要に応じて衛生研究所と連携し、科学的根拠に基づく維持管理の指導を行います。

(2) 営業者の自主的な維持管理の指導

令和4年度以降に実態調査を踏まえて管理方法の見直しを指導した施設を対象に、維持管理手引書の改訂状況、水質検査の実施状況、浴槽水の残留塩素濃度の測定状況等を確認します。また、これらの維持管理手引書や点検表を活用し、営業者が自主的な管理を継続して行うよう指導します。



III 監視指導業務

1 環境衛生営業施設の監視指導

環境衛生営業施設^(※)の立入検査を行い、各施設における衛生の確保と自主衛生管理の推進を図ります。

実施期間：令和6年4月から令和7年3月まで（旅館・ホテル、興行場、公衆浴場、温泉、海水浴場・プールは年1回、その他の施設は実状に応じた回数を目安として実施します。）

実施内容：対象施設に立ち入り、施設の管理状況や衛生状態を確認します。不適事項があった場合は改善するよう指導を行うとともに、必要に応じて、改善状況を確認します。

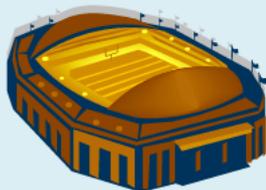
監視対象：環境衛生営業施設 約3,300件

(※)環境衛生営業施設とは？

市民の皆様の生活に密接な関係をもち、関係法令に基づく営業許可等を必要とする施設をいいます。各区福祉保健センターでは環境衛生営業施設の許可・確認を行うとともに、営業開始後の監視指導を実施し、施設の衛生を確保しています。



旅館・ホテル



興行場
(競技場・映画館など)



公衆浴場・温泉



海水浴場・プール



理容所



美容所



クリーニング所



火葬場・墓地
納骨堂



畜舎・化製場等

表4. 市内環境衛生営業施設数（令和5年11月末現在）

旅館・ホテル	興行場	公衆浴場・温泉	理容所	美容所
407件	93件	346件	1,596件	4,871件
クリーニング所	墓地・火葬場・納骨堂	海水浴場・プール	畜舎・化製場等	
1,484件	4,191件	150件	221件	

2 特定建築物・建築物登録業の監視指導

(1) 特定建築物の監視指導

横浜市には多くの人々が利用する大規模なオフィスビルやショッピングセンターなどが数多くあり、これらの建物の多くは、建築物衛生法^(※)に基づく特定建築物として、衛生的な環境を確保するための維持管理が義務付けられています。維持管理の内容は、施設の清掃、空気環境の管理、ねずみ・昆虫等の発生防止など多岐にわたります。

特定建築物の維持管理状況に関する立入検査等を行い、衛生的な環境が確保されているか監視指導を実施します。

実施期間：令和6年4月から令和7年3月まで

実施内容：対象施設から年間管理計画書等を提出してもらい、計画内容の確認・指導を行います。

また、施設の立入検査を実施し、維持管理状況の確認・指導を行います。

監視対象：特定建築物 約620件

(※) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律

(2) 建築物登録業の監視指導

特定建築物のような大規模な建築物では、多くの場合、施設の清掃や空気環境測定、ねずみ・昆虫等の発生防止などの維持管理を専門のビルメンテナンス事業者に委託しています。

委託を受ける事業者は、次の8業種について、建築物衛生法に定める基準を満たす場合、市長の登録を受けることができます（建築物登録業）。

- 建築物清掃業
- 建築物空気環境測定業
- 建築物空気調和用ダクト清掃業
- 建築物飲料水水質検査業
- 建築物飲料水貯水槽清掃業
- 建築物排水管清掃業
- 建築物ねずみ昆虫等防除業
- 建築物環境衛生総合管理業



これら建築物登録業の営業所に対し立入検査を行います。

実施期間：令和6年4月から令和7年3月まで

実施内容：対象施設の立入検査を行い、登録要件を満たし、建築物の維持管理を適切に行っているかについて、確認・指導します。

監視対象：建築物登録業の営業所 約220件

表5. 市内特定建築物・建築物登録業件数（令和5年11月末現在）

特定建築物	建築物登録業
1,482件	441件

3 専用水道・簡易給水水道の衛生対策、受水槽施設に対する指導

(1) 専用水道・簡易給水水道の衛生対策

専用水道とは、地下水や水道水を水源として大規模な建物に給水する水道施設のことです。また、簡易給水水道とは、地下水を水源とする水道施設のうち専用水道以外の施設のことです。これらの施設は法令で定期的な水質検査の実施や衛生上の措置を講じることが設置者に対して義務づけられています。これらの管理を怠ると、設備から供給される水の水質が悪化し、健康被害につながる恐れがあります。そこで、各施設において設備の適切な維持管理が行われているか、施設に対して、監視指導等を実施します。

表6. 市内専用水道・簡易給水水道施設数（令和5年11月末現在）

専用水道	簡易給水水道
131件	7件

(2) 受水槽施設に対する指導

受水槽とは、飲料水を貯めておくタンクのことです。受水槽は法令で定期的な清掃、管理状況検査の受検等の維持管理が義務づけられており、管理を怠ると、貯めている飲料水が汚染され、健康被害を招く恐れがあります。そこで、受水槽の設置者に対し、管理状況検査の適切な受検等を指導します。また、管理状況検査の結果不適項目があった施設に対しては是正を指導し、特にその不適項目が衛生上健康被害につながる恐れのある場合、その施設に対して立入指導を行います。

受水槽の種類と維持管理

受水槽は、有効容量(槽の中に実際に入っている水の量)によって簡易専用水道と小規模受水槽水道という種類に分かれます。

小規模受水槽水道は、その設置形態等によって求められる維持管理が変わります。

表7. 受水槽の種類

種別	受水槽の有効容量 及び設置形態等 (設置件数：令和5年11月末現在)	必要な管理	
		受水槽の清掃	管理状況検査等
簡易専用水道	10 ^m 3 超 (5,985件)	毎年1回以上 定期に実施す ること	管理状況検査を 毎年1回以上定期に受検すること
小規模受水槽水道	8 ^m 3 超 (832件)		自己点検を実施すること
	8 ^m 3 以下 (地下式：309件)		
	8 ^m 3 以下 (床上式・ピット式：5,509件)		

管理状況検査

管理状況検査とは、受水槽の亀裂や漏水の有無などの水槽の状態や、ゴミが無いかなどの水槽周囲の状況、マンホールや防虫網の確認、簡易な水質検査などといった、受水槽の総合的な管理状況を確認する検査です。検査は、専門的な知識を持つ検査機関の検査員が行います。

自己点検

受水槽の自己点検は、管理状況検査の受検義務がない小規模受水槽水道の設置者等が自ら点検するものです。点検項目は、飲料水の汚染を防止するために、設置者等が日常点検の一環として実施できる項目について行います。

災害時給水協力貯水槽認定制度

横浜市では大地震等災害発生時の応急給水源として活用できる管理が優良な貯水槽を「災害時給水協力貯水槽」として認定する事業を行っています。

平常時の管理を適切に行うとともに、災害時にも安心して利用できる対策を進めていただき、ぜひ、お申し出をいただきますようお願いいたします。



災害時給水協力貯水槽認定プレート

4 家庭用品の試買検査（医療局生活衛生課）

家庭用品規制法^(※)では、家庭用品に使用される防虫加工剤、防菌防かび剤及び染料等に含まれる有害物質（ホルムアルデヒド、有機水銀化合物等）について、製品への含有量や溶出量等の基準が設けられています。

そこで、基準を超える有害物質を含有する家庭用品が販売されていないか確認するため、家庭用品販売施設に立ち入り、繊維製品（ベビー服、下着等）や家庭用化学製品（住宅用洗剤、接着剤、塗料、エアゾル製品等）の試買及び検査を実施します。

基準に違反していた場合は、製造・小売業者等へ製品の回収や販売中止等の指導を行います。

実施期間：令和6年6月から令和6年11月まで

試買検体数：60検体

(※)有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律

家庭用品とは？

衣類や洗剤など私達が日常生活で使用している様々な生活用品をいいます。ただし、医薬品、化粧品、おもちゃ、食器、食品など、他の法律により安全対策がとられているものを除きます。



5 住宅宿泊事業届出住宅の監視指導（医療局生活衛生課）

詳細は、「II 令和5年度の重点取組事項」の「2インバウンド需要の回復に対応する環境衛生関係業務【住宅宿泊事業法】」（p.6）をご覧ください。

IV 感染症対策業務

1 レジオネラ症防止対策

(1) レジオネラ症患者発生届に基づく積極的疫学調査

レジオネラ症患者が発生し、医療機関からレジオネラ症発生届を受理した場合は、区福祉保健センターの医師、保健師、衛生監視員等で調査チームを編成し、患者の行動履歴等を聞き取ります。

患者の利用した入浴設備等が判明した場合は、設備の管理状況の調査やレジオネラ属菌の検査を実施し、感染原因の究明及び感染拡大を防ぐための指導を行います。

感染原因施設が特定された場合には、設備の清掃・消毒を指導し、再検査により改善確認を行います。

レジオネラ症とは？

レジオネラ属菌という細菌を含んだエアロゾル（微細な水しぶき）などを肺へ直接吸い込むことにより、肺炎等を起こす感染症です。人から人へ感染はしませんが、市内で毎年数十人の患者が発生しており、死亡例も報告されています。

高齢者や慢性疾患を持つ人など抵抗力の弱い人が発病・重症化しやすい傾向にあり、市内で発生したレジオネラ症患者の約8割が高齢者です。

表8. レジオネラ症患者発生届出件数（横浜市）

令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年 (1月～11月)
58	38	42	41	47

表9. 横浜市におけるレジオネラ症による死亡者数（厚生労働省人口動態調査より）

令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
1	2	0	2

～主な集団感染事例（国内）～

平成14年7月 宮崎県の温泉施設で295人感染、7人死亡
平成23年9月 横浜市の温泉利用入浴施設で9人感染
平成26年6月 埼玉県の入浴施設で3人感染、1人死亡
平成29年2月 広島県の温泉施設で58人感染、1人死亡
令和5年6月 宮城県の病院で8人感染、2人死亡

(2) 社会福祉施設等のレジオネラ症防止対策

詳細は、「Ⅱ 令和5年度の重点取組事項」の「1 レジオネラ症防止対策の推進」(p. 2)をご覧ください。

(3) レジオネラ症に関する市民の皆様への周知・啓発

レジオネラ属菌は水や温水が循環・停滞する場所で増殖するため、ご家庭においても、追い炊き機能付浴槽や家庭用の加湿器のような設備は、清掃や管理が不十分な場合にレジオネラ属菌の温床となる恐れがあります。そこで、市民の皆様に向けたレジオネラ症のパンフレットを配布し、自宅での感染予防について啓発を行います。また、ホームページにも掲載し、広く周知していきます。

2 蚊媒介感染症対策

詳細は、「Ⅱ 令和6年度の重点取組事項」の「2 インバウンド需要の回復に対応する環境衛生関係業務 【蚊媒介感染症対策】」(p. 4)をご覧ください。

V 環境衛生関係の相談対応等

1 生活環境に関する相談

区の福祉保健センターには、環境衛生関係施設の衛生に関する相談のほか、ねずみ・昆虫等の駆除に関する事など、身の回りの生活環境に関する相談も多く寄せられます。市民の皆様から寄せられる昆虫に関する相談では、ハチの巣の駆除に関する事が一番多く、令和5年度は3,318件（令和5年11月末現在）にのぼりました。この他、ねずみ、トコジラミ等についても相談を受け付けています。

表 10. ねずみ・昆虫等相談受付件数（令和5年11月末現在）

	ハチ	ねずみ	トコジラミ	蚊
令和5年度	3,318	1,573	260	27

スズメバチの巣について



4月～5月頃
(スズメバチ初期巣)

直径約7cm
とっくりのような形
女王バチ1匹で産卵・
巣作りをしている。

※写真はコガタスズメバチの巣

だんだんと
大きくなって
いきます!



9月～10月頃

直径約20～30cm
ボールのような形
働きバチも多くおり、
刺激すると危険な状態。

※写真はキイロスズメバチの巣

10月下旬頃～

働きバチは全て
死んでしまい、女王
バチだけが冬を越
して、翌年またはじ
めから巣を作る。
作った巣は、その
まま残る。

Q. ハチの巣ができてしまったが、どうすればいいか？

A. 各区生活衛生課では、ハチの種類に応じた対処方法や、ご自身で駆除を行う場合の適切な方法についてご案内しています。

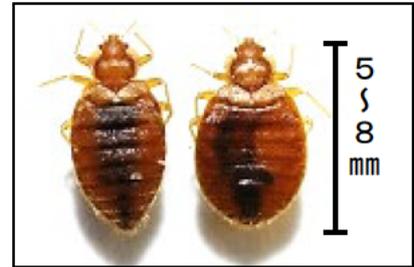
Q. ハチに刺されてしまったが、どうしたらいいか？

A. 傷口を水で流してから冷やしましょう。スズメバチなどの大きなハチに刺されたら、医療機関の診察を受けるようにしてください。息切れや意識が無いなどの症状が出た場合は、すぐに救急車を呼んでください。

トコジラミの対策

トコジラミは、昼間は狭いすき間にひそみ、夜になり暗くなると出てきて寝ている人の手足などを刺し吸血します。

ひそみ場所の周辺に褐色の糞(血糞)をします。



トコジラミ (成虫)

持ち込まない！

- ・海外旅行の荷物や、中古の家具・本などに付いて部屋に持ち込まれないよう、注意しましょう。

増やさない！～見つけたら徹底的な駆除を！～

- ・ひそみ場所を中心に掃除を徹底しましょう。
- ・殺虫剤は用法・用量を守って使用し、効果を観察しましょう。
※くん煙剤はかえってトコジラミを拡散させるおそれがあり、おすすめできません。
- ・自主駆除が難しい場合は、早めに専門業者への依頼を検討しましょう。

ねずみの対策

ねずみは、サルモネラ属菌やレプトスピラ属菌などの病原体を媒介したり、家具や電気コードなどをかじったりといった被害を起こします。

1円玉くらいのすき間があれば家に侵入することができます。通気口、配線・配管周り、エアコンの引込口など、侵入経路になりそうな場所の穴をふさぎましょう。



クマネズミ

ねずみの住みにくい環境を作りましょう！

●エサになりそうなものを片付けましょう！

- ・生ごみはふた付きのごみ箱に入れましょう。
- ・ペットのエサを出しっ放しにするのはやめましょう。



カップ麺容器のかじり跡

●巣になりそうなものを片付けましょう！

- ・新聞、段ボール、ビニール袋など巣の材料になりそうなものを片付けましょう。
- ・整理整頓し、隠れ場所を減らしましょう。

写真提供：(一財)日本環境衛生センター

2 住まいの衛生に関する相談

近年、住宅の高気密化に伴う換気量の低下や化学物質を放散する建材・内装材の使用により、新築・改築・内装のリフォーム後などに、化学物質による室内空気汚染が起こり、居住者に様々な体調不良が生じていることが指摘されています。

「シックハウス症候群」は、新築やリフォーム後の住居等に入居した人に、喉の痛みや吐き気、めまい、頭痛等の健康影響が生じることをいい、建築材料から発生するホルムアルデヒドなどの揮発性有機化合物が原因の一つと考えられています。

区福祉保健センターではシックハウス症候群をはじめ、ダニやカビ、結露など住まいに関する相談を受け付け、快適な住まい方について助言しています。

3 災害時の生活用水衛生対策

横浜市では、災害発生時に上水道が復旧するまでの間、市内にある井戸の水を地域の方々の生活用水（飲用以外）として活用できるよう、「災害応急用井戸」を指定しています。

市民の皆様が所有（管理）する井戸を、お申し出により災害応急用井戸として指定させていただき、災害時に地域の方々へ井戸水を提供していただくものです。

指定した災害応急用井戸については、定期的な簡易水質検査を実施し、生活用水としての水の清浄度を確認しています。横浜市では、1,873件（令和5年3月末現在）の井戸が災害応急用井戸に指定されています。

指定されている井戸の所在地は、各区福祉保健センター生活衛生課で確認できるほか、横浜市のホームページ及びわいわい防災マップでも確認できます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/seikatsu/kaiteki/saigai.html#48670>

横浜市ホームページ内「災害応急用井戸所在地一覧」



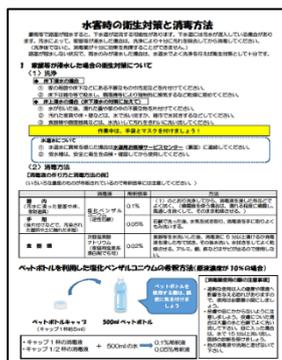
<https://www.city.yokohama.lg.jp/yokohama/Portal>

横浜市行政地図情報提供システム HP



4 水害時の衛生対策

水害時に家屋等が浸水した場合の消毒方法等について、チラシを配布して助言を行います。チラシは下記のホームページでダウンロードできます。



<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/seikatsu/kaiteki/saigai.html>

横浜市ホームページ内「災害時等の衛生対策に関する情報」



啓発用チラシ「水害時の衛生対策と消毒方法」

VI 自主衛生管理の推進

環境衛生関係施設において、店舗の良好な衛生状態を保持するためには、設備の基準や衛生的な取扱いを遵守することが重要です。さらに、利用者の方に信頼され、選択されるサービスを提供するためには、営業者自らが店舗の衛生向上に取り組む意識を高める必要があります。

そこで、営業者が利用者の立場で更なる衛生向上を図るため、営業者による自主管理点検（衛生的取扱いのチェック）や自主管理検査（理容所・美容所のはさみなどの消毒状況のチェック）を支援します。

また、横浜市生活衛生協議会^(※)やその他環境衛生関係団体が実施する衛生講習会等の事業についても支援していきます。

(※)横浜市生活衛生協議会とは

行政との連携のもと、会員の自主的努力により、環境衛生営業施設の衛生管理の推進と業界の発展を図ることで、公衆衛生の向上に寄与する目的で設立されました。

理容業、美容業、クリーニング業、公衆浴場業、旅館業の5業種の会員で組織されています。

1 横浜市生活衛生協議会への支援

横浜市生活衛生協議会会員が実施している自主衛生管理事業について、器具の消毒状況の検査等の自主管理検査実施について助言を行います。

また、横浜市生活衛生協議会は、横浜市の訪問理美容サービス事業を受託しています。

訪問理美容サービスを行うにあたり、横浜市生活衛生協議会では会員に衛生管理等の講習会を開催していることから、本市ではこれに協力し、安全かつ衛生面を損なわない訪問理美容業務ができるよう、指導助言を行います。

VII 調査業務

国や神奈川県からの依頼に基づき各種調査を行っています。

1 温泉実態調査

神奈川県からの依頼により、温泉法に基づく許可を受けている市内の源泉及び温泉利用施設について、実態を把握するため、温泉の利用量（揚湯量）及び利用状況などの調査を行います。

実施期間：令和6年8月から令和7年3月まで

対象施設：温泉法に基づく許可を受けている源泉（64件）
及び温泉利用施設（57件）（令和5年11月末現在）

2 海水浴場の水質等実態調査

神奈川県からの「水浴に供される公共用水域の水質等の実態調査」の依頼により、金沢区の「海の公園海水浴場」の水質調査を実施します。

実施期間：令和6年5月及び7月

対象施設：海の公園海水浴場

3 ドライクリーニング溶剤の使用状況に関する調査

厚生労働省からの依頼に基づき、ドライクリーニング用の溶剤を使用して洗濯を行っているクリーニング店における溶剤の使用状況や管理方法等の実態を把握し、適切な使用管理について指導することを目的に調査を行います。

実施期間：令和6年7月から令和6年10月まで

対象施設：クリーニング所の適合確認を受けている市内のクリーニング所（一般）
のうちドライクリーニング溶剤を使用するクリーニング所（347件）
（令和5年11月末現在）

VIII 業務の実施機関

区福祉保健センター 生活衛生課 環境衛生係^(※) (保健所支所)

環境衛生営業施設等に関する許認可や立入検査による衛生状態の確認、必要に応じた改善指導を行います。また、レジオネラ症防止対策として、社会福祉施設や公共施設に対する立入調査や適切な維持管理の啓発・指導を行っています。

その他、住まいの衛生に関する相談、ハチやねずみ、ゴキブリ等の衛生害虫に関する相談や、ペットの適正飼育に関する相談に対応しています。

(※) 栄区・泉区・瀬谷区は生活衛生係、青葉区は環境衛生担当

医療局健康安全部 生活衛生課 (保健所)

環境衛生に関する事業及び職員の研修等の企画立案及び実施に関することや、福祉保健センター、衛生研究所等との調整、国や他の自治体等との連絡調整、事業実施に関する予算調整等の業務を行います。

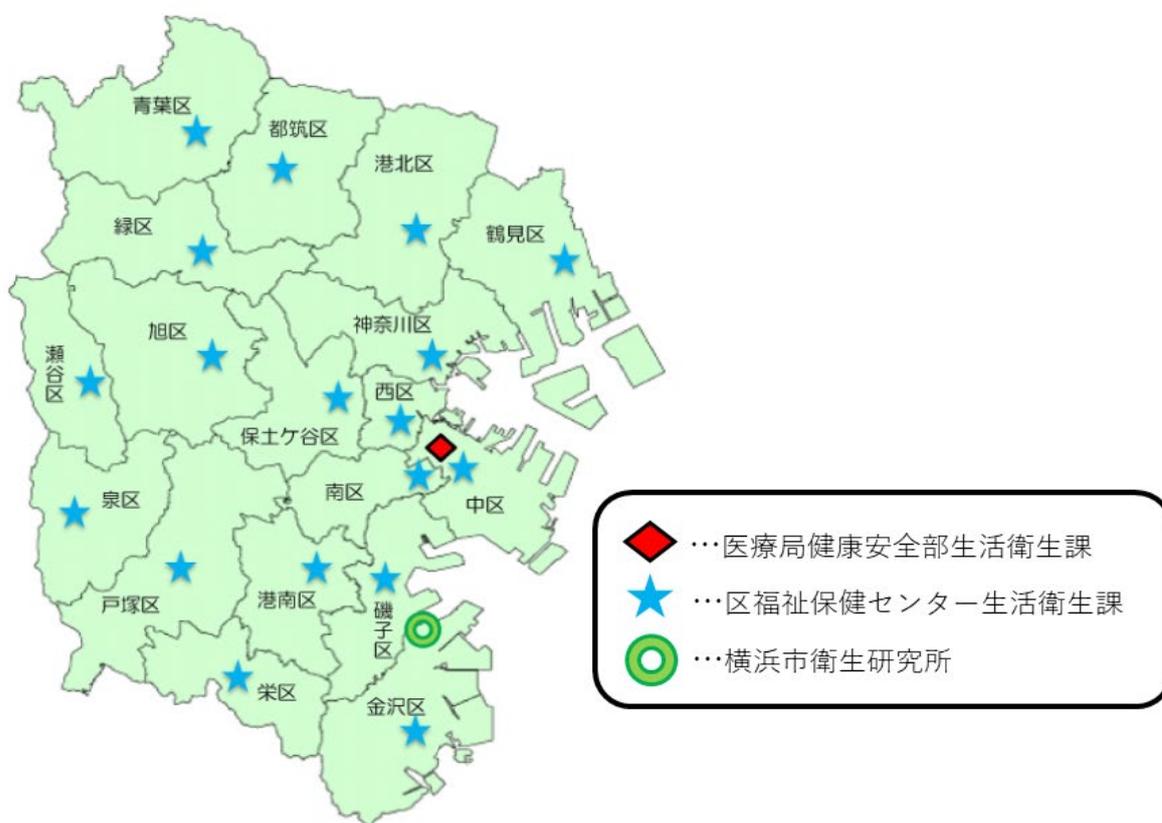
また、墓地、納骨堂に関する許可、温泉利用に関する許可、家庭用品の試買検査、住宅宿泊事業の届出受付業務及び立入検査等を行います。その他、環境衛生関係に関するホームページの管理など、市民や事業者等への環境衛生に関する知識の普及啓発、市民ニーズの集約等を行います。

横浜市衛生研究所

横浜市における検査研究機関として、保健所及び区福祉保健センターからの依頼を受け、市内の水浴場等環境衛生関係施設で採水した検体の理化学・細菌検査や、水質事故等の原因究明のための検査、家庭用品の検査、衛生害虫の同定検査、シックハウス対策における室内空気質調査等を行うとともに、保健所及び区福祉保健センターの技術的な支援、最新情報の提供等を担います。

各区福祉保健センター 生活衛生課環境衛生係（担当） 一覧

福祉保健センター	住所	電話番号	FAX 番号
鶴見	〒230-0051 鶴見区鶴見中央三丁目 20 番 1 号	(510)1845	(510)1718
神奈川	〒221-0824 神奈川区広台太田町 3 番地の 8	(411)7143	(411)7039
西	〒220-0051 西区中央一丁目 5 番 10 号	(320)8444	(320)2907
中	〒231-0021 中区日本大通 35 番地	(224)8339	(681)9323
南	〒232-0024 南区浦舟町 2 丁目 33 番地	(341)1192	(341)1189
港南	〒233-0003 港南区港南四丁目 2 番 10 号	(847)8445	(846)5981
保土ヶ谷	〒240-0001 保土ヶ谷区川辺町 2 番地の 9	(334)6363	(333)6309
旭	〒241-0022 旭区鶴ヶ峰一丁目 4 番地の 12	(954)6168	(952)1504
磯子	〒235-0016 磯子区磯子三丁目 5 番 1 号	(750)2452	(750)2548
金沢	〒236-0021 金沢区泥亀二丁目 9 番 1 号	(788)7873	(784)4600
港北	〒222-0032 港北区大豆戸町 26 番地の 1	(540)2373	(540)2342
緑	〒226-0013 緑区寺山町 118 番地	(930)2368	(930)2367
青葉	〒225-0024 青葉区市ヶ尾町 31 番地の 4	(978)2465	(978)2423
都筑	〒224-0032 都筑区茅ヶ崎中央 32 番 1 号	(948)2358	(948)2388
戸塚	〒244-0003 戸塚区戸塚町 16 番地の 17	(866)8476	(866)2513
栄	〒247-0005 栄区桂町 303 番地の 19	(894)6967	(895)1759
泉	〒245-0024 泉区和泉中央北五丁目 1 番 1 号	(800)2452	(800)2516
瀬谷	〒246-0021 瀬谷区二ツ橋町 190 番地	(367)5752	(367)2843



用語説明

【 あ 】

- ウエストナイル熱（うえずとないるねつ）

ウエストナイルウイルスを保有する蚊（主にコダカアカイエカ）を介して人に感染する感染症です。潜伏期間は、2～14日間ですが、感染した人の約8割が不顕性感染（病原菌などに感染しても症状が現れないこと）で、発症した場合、発熱、頭痛、筋肉痛、発疹、リンパ腫症等の症状が現れ、1週間程度で回復します。アフリカ、ヨーロッパ、中東、中央アジア、西アジアなどの広い地域に発生が見られます。
- エアゾル製品（えあそるせいひん）

液化ガスの蒸気または圧縮ガスの圧力によって、霧状や泡（フォーム）状に内容物を放出する製品です。
- 塩素系薬剤（えんそけいやくざい）

公衆浴場や旅館業施設等において浴槽水の消毒に使用される薬剤です。塩素系薬剤には、次亜塩素酸ナトリウム、次亜塩素酸カルシウム、塩素化イソシアヌル酸などがあります。塩素系薬剤は、水中で次亜塩素酸や次亜塩素酸イオンなどの遊離塩素又はモノクロアミンなどの結合塩素の状態で存在し、その殺菌効果によって消毒が行われます。
- 温泉（おんせん）

地中から湧出する温水、鉱水、ガス等で、温泉法に定められた温度（25℃以上）であるもの、または物質（硫黄等）を含有するものをいいます。温泉法の目的に温泉の保護とその適正利用、可燃性天然ガスによる事故防止が掲げられているため、温泉を掘削、採取する場合や、汲み上げた温泉を浴用や飲用に利用しようとする場合等には、温泉法に基づく許可を取得する必要があります。

【 か 】

- 化製場（かせいじょう）

獣畜の肉、皮、骨、臓器等を原料として皮革、油脂、にかわ、肥料、飼料その他の物を製造するために設けられた施設をいいます。獣畜とは、牛、馬、豚、めん羊及び山羊をいいます。
- 家庭用品（かていようひん）

主として一般消費者の日常生活に使用される製品のうち、「食品衛生法」及び「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」で規格や基準が定められた製品を除くものをいいます。具体的には、乳幼児用衣類、下着、家庭用化学製品（住居用洗剤等）等があります。

- 蚊媒介感染症（かばいかいかんせんしょう）
病原体を保有する蚊に刺されることによって起こる感染症のことです。
主な蚊媒介感染症には、ウイルス疾患であるデング熱、チクングニア熱、ジカウイルス感染症、日本脳炎、ウエストナイル熱、原虫疾患であるマラリアなどがあります。
これらの感染症は主に熱帯、亜熱帯地域で流行しています。
- 蚊媒介感染症サーベイランス（かばいかいかんせんしょうサーベいらんす）
市内の複数の定点で蚊を捕獲し、蚊の生息状況（種類や密度）やウイルスの保有状況をモニタリングすることや、各蚊媒介感染症の発生状況を継続的に調査、監視することです。
- 簡易給水水道（かんいきゅうすいすいどう）
水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、地下水を水源として複数の家庭やビル等に飲料水を供給するものをいいます。
- 環境衛生営業施設（かんきょうえいせいえいぎょうしせつ）
旅館業法、興行場法、公衆浴場法など環境衛生関係法令に基づく営業許可等を必要とする施設をいいます。
- 建築物登録業（けんちくぶつとうろくぎょう）
ビルメンテナンスに関する業務（8業種）をさします。これらの業務を行う事業者は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（通称：建築物衛生法）に規定される一定の要件を満たすことにより、都道府県知事（本市では市長）の登録を受けることができます。
- 興行場（こうぎょうじょう）
映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は観せ物を公衆に見せ、または聞かせる施設をいいます。映画館やコンサートホールなどがこれにあたります。
- 公衆浴場（こうしゅうよくじょう）
温湯、潮湯又は温泉その他を使用して、不特定多数の人を入浴させる施設をいいます。銭湯、サウナ、いわゆるスーパー銭湯などがこれにあたります。

【 さ 】

- ジカウイルス感染症（じかういるすかんせんしょう）
ジカウイルスを保有する蚊（ネッタイシマカとヒトスジシマカ）を介して人に感染する感染症です。ジカウイルス感染症は感染しても症状がないか、症状が軽いため気づきにくいこともあります。潜伏期間は2日～12日で、軽度の発熱、発疹、結膜炎、関節痛、筋肉痛、倦怠感、頭痛等の症状が現れます。また妊婦が感染することによる胎児の小頭症発生との関連が報告されています。さらに、感染患者の体液を介した性的接触により人から人への感染も起こります。東南アジア、カリブ海周辺及び中南米地域のほか、ヨーロッパ圏でも発生しています。

○ シックハウス症候群（しっくはうすしょうこうぐん）

住宅の高気密化や化学物質を放散する建材・内装材の使用等により、新築・改築後の住宅やビルにおいて、建材等から発生する化学物質（ホルムアルデヒドなど）による室内空気汚染等により、居住者等が様々な体調不良を起こすことをいいます。目がチカチカする、鼻水、のどの乾燥、吐き気、頭痛、湿疹など人によって症状はさまざまです。

○ 試買（しばい）

「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき有害物質の含有量等の基準が定められた家庭用品について、一般に流通している製品の安全性をチェックするため、家庭用品衛生監視員が家庭用品の販売店舗に立ち入り、検査のため買い上げることがあります。

○ 住宅宿泊事業（じゅうたくしゅくはくじぎょう）

平成30年6月15日に施行された住宅宿泊事業法に基づき、横浜市長に届出を行うことで、年間180日を超えない範囲で住宅に人を宿泊させる事業をいいます。なお、横浜市では、条例で住宅宿泊事業を実施する区域と期間に制限を定めています。

○ 受水槽（じゅすいそう）

受水槽とは、水を貯める水槽のことで、ビル・マンションなどの建物は、水道局が供給する水を一度受水槽に受け、利用者に給水しています。受水槽から利用者の蛇口までは、建物の所有者が責任を持って管理する必要があります。

○ 専用水道（せんようすいどう）

寄宿舍・社宅・療養所等の自家用の水道で、100人を超える者に居住に必要な水を供給するもの、または飲用等に使用される1日の最大給水量が20立方メートルを超えるものをいいます。ただし、他の水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、水道施設のうち地中又は地表に施設されている部分の規模が基準（水槽の有効容量が100立方メートル、口径25mm以上の導管の総延長が1500メートル）以下のものを除きます。

【 た 】

○ 畜舎（ちくしゃ）

動物（牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、鶏、あひる）を神奈川県条例（化製場等に関する法律施行条例）で定める数以上、飼養または収容する施設をいいます。

○ チクングニア熱（ちくんぐにあねつ）

チクングニアウイルスを保有する蚊（ネッタイシマカとヒトスジシマカ）を介して人に感染する感染症です。潜伏期間は2～12日（通常3～7日）で、その後に、発熱、関節炎、発疹等の症状が現れます。関節の痛みは、手首、足首、指、膝、肘、肩などに現れます。結膜炎や神経系の症状もみられ、出血しやすくなることもあります。死に至ることは稀ですが、関節の痛みが月単位、年単位で続くことがあります。アフリカ、南アジア、東南アジア地域で流行しています。

○ デング熱（でんぐねつ）

デングウイルスを保有する蚊(ネッタイシマカとヒトスジシマカ)を介して人に感染する感染症です。

潜伏期間は2～15日（多くは、3～7日）で、その後突然の発熱、頭痛、結膜充血等の症状が現れます。発症の3～4日後には胸部や体幹から発疹が出現して顔や手足にも広がっていきます。通常1週間前後で回復しますが、まれに重症化して出血傾向が強くと出るとうデング出血熱やデングショック症候群を発症することがあり、早期に適切な治療が行われなければ死に至ることがあります。アジア、アフリカ、中東、中南米、オセアニア等の熱帯・亜熱帯地域を中心に流行しており、年間1億人近くの患者が発生していると推定されています。

○ 特定建築物（とくていけんちくぶつ）

興行場、百貨店、店舗、事務所、学校等の用途に用いられる相当程度の規模を有する建築物で、多数の者が使用または利用し、維持管理について環境衛生上特に配慮が必要なものをいいます。

○ ドライクリーニング

ドライクリーニングで用いられる、油状の汚れを溶かす有機溶剤です。主に石油系溶剤やテトラクロロエチレンが使用されています。

【 な 】

○ 日本脳炎（にほんのうえん）

日本脳炎ウイルスを保有する蚊（主にコガタアカイエカ）を介して人に感染する感染症です。以前は子どもや高齢者に多くみられた病気で、1～2週間の潜伏期間後に突然の高熱、頭痛、嘔吐等の症状が現れ、意識障害や麻痺等の神経系の障害を引き起こし、後遺症を残すことや死に至ることもあります。日本では予防接種の普及や衛生環境の改善等により発生は少なくなりましたが、アジア地域で広く流行しています。

【 は 】

○ ホルムアルデヒド（ほるむあるでひど）

合板や壁紙用の接着剤等に含まれ、シックハウス症候群の原因となる代表的な化学物質です。

粘膜を刺激し、目がチカチカする、涙や鼻水が出る、のどの渇き・痛み、せきなどの症状が出ます。

【 ま 】

○ マラリア（まらりあ）

マラリア原虫を保有する蚊（ハマダラカ）を介して人に感染する感染症です。

ヒトに感染するマラリア原虫は4種類あり、主な症状は、発熱、貧血、脾腫で、潜伏期間は、7～40日（マラリア原虫の種類により異なります）です。

マラリアは、結核、エイズと並ぶ世界の3大感染症のひとつです。罹患者は世界で年間約2.2億人、死亡者が年間約40万人にのぼると報告されています（WHO）。世界の熱帯・亜熱帯地域で発生がありますが、特にアフリカ西部・中央部の地域で多く発生しています。

【 や 】

- 有機水銀化合物（ゆうきすいぎんかごうぶつ）

有機金属化合物の一種で、水銀と炭素との直接結合を有する化合物の総称です。多様な種類があり、医薬品、殺菌剤、農薬など広い用途に使われています。

【 ら 】

- 旅館業（りょかんぎょう）

宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業をいい、旅館・ホテル営業、簡易宿所営業及び下宿営業の3業種があります。

- レジオネラ属菌、レジオネラ症（れじおねらぞくきん、れじおねらしょう）

レジオネラ症は、レジオネラ属菌によって起こる感染症です。循環式浴槽、冷却塔、噴水、洗車等で発生するレジオネラ属菌に汚染されたエアロゾルを吸い込むことで感染します。肺炎を中心とするレジオネラ肺炎と、肺炎症状のないポンティアック熱の2つの病型があります。レジオネラ肺炎では、意識障害等の神経症状が現れることもあり、早期に有効な抗菌薬治療が行われないと、死亡する場合があります。



令和6年度 横浜市環境衛生業務実施計画

編集・発行

横浜市医療局生活衛生課

発行年月

令和 年 月

TEL : 045-671-2456 FAX : 045-641-6074

メールアドレス : ir-seikatsueisei@city.yokohama.jp

令和6年度予算の議決によっては、事業内容が変わる場合があります。